

## ☆笠間市こども誰でも通園事業 利用のしおり☆



### 1 こども誰でも通園事業とは？

理由を問わず月一定の時間保育所でお子様の保育を実施します。また、保護者が抱える育児の悩みや心配事について、専任保育士が相談を受け付けます。

### 2 対象児童等について

・保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所に通園していない、0歳6か月から3歳未満の児童を対象とします。

### 3 保育時間

- ・平日の月曜日～金曜日 午前9時30分～午後1時30分まで。  
(祝日および12月29日から1月3日は休所になります。)
- ・育児相談は保育時間終了後、午後3時まで随時受け付けます。



### 4 保護者負担金（利用料）等

- ・利用料：1時間…250円（給食（昼食）代を含む）※キャンセル料はかかりません。
- ・保護者負担金（利用料）のほか、連絡ノート代や保育用教材費などを実費で負担いただく場合があります。ご了承ください。

### 5 持ち物

- ・手提げ又はリュックなどに以下の物を入れてお持ちください。持ち物にはすべて記名をお願いいたします。

① 紙おむつ又は紙パンツ 5枚程度	⑦ 食事用エプロン
② おしりふき	⑧ おしぼりセット
③ 着替え（上下、肌着、靴下）1組	⑨ お箸セット（お箸・スプーン・フォーク）
④ ループ付きタオル 1枚	⑩ 水筒
⑤ ビニール袋（スーパーの袋）2枚	⑪ 帽子
⑥ 出席カード	⑫ 連絡帳

その他、ミルクを飲んでいるお子様は、哺乳瓶（1本）、粉ミルク（1回分ずつ小分けにしたものを必要な分）、ガーゼ（2枚）

【裏面へつづく】

## 6 利用に際しての注意事項等

- ・一か月の利用上限は10時間となります。1日4時間、月2回の利用を基本としますが、1時間単位でのお預かりも可能な範囲で対応いたしますので気軽にご相談ください。
- ・利用の希望については、利用する月の前月10日までに翌月の利用希望日を担当保育士にお伝えください。希望に沿って利用調整をいたしますが、利用者の状況によっては、希望に添えない場合がありますのでご了承ください。
- ・お預かりするお子様については保育当日の昼食（給食）を提供いたします。アレルギー等がある場合には面談時に必ず保育士へお伝えください。また、お弁当を持参していただくことも可能です。
- ・連絡帳には利用日当日の朝のお子様の様子などを記入し持参してください。降所時に保育所でのお子様の様子を保育士が記入しお返しいたします。
- ・お子様が体調不良の時にはお預かりできません。
- ・欠席（キャンセル）をする場合は、当日の朝9時までに必ず「くるす保育所」へご連絡ください。
- ・保育中にお子様の具合が悪くなるなど緊急の場合は、保護者の方に連絡しますので、必ず連絡が取れるようにお願いします。
- ・怪我等については、保険の範囲内で補償されます。
- ・育児に関する相談は随時受け付けます。専門的な関わりが必要な事案については、保護者の同意を得たうえで他の専門部署へお繋ぎいたします。
- ・こども誰でも通園事業は、お子様の3歳の誕生日の前々日まで利用できます。誕生日の前日からは1号認定を取得することで、幼稚園、認定こども園の利用が可能です。認定申請の方法などは、担当保育士またはこども福祉課へお問い合わせください。
- ・保護者負担金（利用料）は保育所から手渡される納入通知書により、利用月の翌月末日までに市内金融機関または笠間市役所（各支所も含む。）の会計課窓口にてお支払いください。滞納等が発生した場合、利用を中止していただく場合もありますのでご注意ください。
- ・今後のより良い事業展開のため、利用終了後にアンケートを実施します。ご協力をお願いいたします。

事業に関して不明な点がありましたら遠慮なく下記へご相談下さい。

連絡先	所在地	電話番号
笠間市役所 こども福祉課 保育G	笠間市中央3-2-1	0296-77-1101(内線162)
くるす保育所	笠間市来栖73-1	0296-72-0563

\*\*\* 笠間市はすべての子育て世帯を応援します \*\*\*